令和８年７月１４日

保護者　各位

西原町立西原東中学校
校　長　　松尾　望
＜公印省略＞

「ファミリーディ」西原町児童生徒家族休暇制度について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、西原町教育委員会より通知がありました「ファミリーデイ（西原町児童生徒家族休暇制度)」が、令和８年９月より試行導入されます。 本制度では、「学校行事」および「その他学校が定める日」が取得できない日として設定されています。

本校におきましては、お子様の健康状態の正確な把握や、客観的な学習評価を確実に行うため、下記の通り「取得できない日」を設定いたしました。 制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

記

１.「その他学校が定める日（取得できない日)」について

(1) 保健行事（健康診断、歯科検診等）

(2) 諸調査　（国・県・町が実施する学力調査、中間・期末考査等）

(3) 保護者説明会等（修学旅行説明会・進路説明会等）

(4) 保護者面談等（三者面談・進路決定面談等）

※(4)については面談実施期間内に調整できれは可

２．事前の相談と届出について

(1)「ファミリーディ」を取得する際は、学校（学級担任）への事前相談が必要です。

(2)「西原町家族休暇申請書」は学校ホームページよりダウンロードしてください。

(3)「西原町家族休暇申請書」は、取得希望日の１週間前までに学校（担任）へ提出してください。

３．その他

詳細については、西原町教育委員会発出の【資料１】「ファミリーデイ　西原町児童生徒家族休暇制度」をご覧ください。